

議事日程(第2号)

平成25年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第9 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 認定第2号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

- 日程第4 認定第4号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 平成24年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第9 議案第37号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第41号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第43号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第44号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第45号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（15名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 水町 茂君 | 2番 徳久 信義君 |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君 |
| 6番 池田 堯君 | 7番 中村 末子君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |
| 11番 青木 善明君 | 13番 永友 良和君 |
| 14番 時任 伸一君 | 15番 八代 輝幸君 |
| 16番 津曲 牧子君 | 17番 柏木 忠典君 |
| 18番 山本 隆俊君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|---------|-------|--------|------------|-------|--------|
| 町長 | …………… | 小澤 浩一君 | 副町長 | …………… | 川野 文明君 |
| 教育長 | …………… | 萱嶋 稔君 | 教育委員長 | …………… | 黒木 知文君 |
| 農業委員会会長 | …………… | 渡瀬 俊弘君 | 代表監査委員 | …………… | 黒木 輝幸君 |
| 総務課長 | …………… | 森 弘道君 | 政策推進課長 | …………… | 壺岐 昌敏君 |
| 建設管理課長 | …………… | 恵利 弘一君 | 農業委員会事務局長 | … | 長町 信幸君 |
| 産業振興課長 | …………… | 田中 義基君 | 会計管理者兼会計課長 | … | 宮崎守一朗君 |
| 町民生活課長 | …………… | 三浦 敏君 | 健康福祉課長 | …………… | 河野 辰己君 |
| 税務課長 | …………… | 原田 博樹君 | 上下水道課長 | …………… | 芥田 秀則君 |
| 教育総務課長 | …………… | 三嶋 俊宏君 | 社会教育課長 | …………… | 中里 祐二君 |

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

この前初日の請願第1号子どもの医療費無料化を小学校卒業まで引き上げることを求める請願の中で、数字の訂正をしたいという申し出がございましたので許可しました。紹介議員、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。ここでもよろしいでしょうか。請願第1号中、署名数を250名と申し上げましたけれども、215名の間違いですので、訂正させていただきたいと思います。どうも、よろしく願いいたしたいと思います。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 議案第37号

日程第10. 議案第38号

日程第11. 議案第39号

日程第12. 議案第40号

日程第13. 議案第41号

日程第14. 議案第42号

日程第15. 議案第43号

日程第16. 議案第44号

日程第17. 議案第45号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、認定第1号平成24年高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第17、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上17件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、認定第1号平成24年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 質疑が多岐にわたっておりますので、ゆっくり読ませていただきたいと思います。

昨年決算と比較して、収入済額が落ち込んだ理由は何か、また、木城は不交付団体ですので財政力指数が高いのは理解できますけれども、高鍋町が県下で3番目に高い理由は何か、また、今年度落ちた理由は把握されているのかお伺いします。

不納欠損処理に関しては、法にのっとり行われているとは思いますが、例えば、不納欠損事由Cの場合3年時効とありますが、3年後に、もし、財産や居場所が明らかになり、税相当分な財産が見つかったときなど、地方税法18条の2時効の中断及び停止などをおこなうといけなのではと考えますが、調査に関してはどこまで行っているのかお伺いします。

また、滞納処分に関して、所得税還付などの差し押さえ額等は大幅に増加しているが、裁判所への交付要求による配当などは減額しています。これは処分に関して、公売などがよいと判断した結果なのか、それによる住民からの苦情などはないか、あればどのように対応してきたのか。

公売について、住民の収納意欲についてはどうだったのか、公売における歳入とそれに伴う支出も勘案して、数字的と効果について、数字的でない部分と比較した結果、成果について述べていただきたい。詳細は後、委員会で聞きますので、大きな方向性のみ答弁をいただきたいと思います。

保育料の滞納処分に関して、一定の根拠を持って臨んでいると思いますが、保育料に関しては既に保育料を納めていた世代の代わりがあるため判断が難しいとは思いますが、答弁を求めます。

住宅使用料についても同様ですが、持田団地など駐車場使用料については一世帯の台数限度があるのか。また、路上駐車が多いように見受けませんが、不公平感はなかったのかお伺いします。

町長の施政方針及び町民が主役の立場での成果は得られたのか、具体的に答弁を求めます。

町債残高について、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、町債については、どのくらいまで大丈夫だと判断をされているのか。

補助金のうち介護施設開設準備金がありますが、金額の多少にかかわらず高鍋町が何らかの形で町民へ還元できると考えますが、どのようなことなのか具体的に答弁をお願いします。

葉たばこ転換作物支援に関してはどのような成果、及び生産者として残られた2軒の農家については、経営的に注視されてきたのかお伺いします。

また、監査委員の意見書にある補助金について、全体的な考え方について確認されておりますが、行政が推進、育成などでの効果・成果は果たされてきたのかお伺いします。

耐震については住民の関心のあるところですが、町が所有している建物及び構造物について、全調査が終了したのか、また、そのことにより、建てかえなどを初め大規模改修、一部補強などの精査はできてきたのかお伺いします。

道路関係では、町内それぞれの公民館などから要求事項が出ているとは思いますが、24年度までに計画した整備はできたのかをお伺いします。

職員の問題に関して、削減したはいいが、職員の過重負担による、職場へ来られないという事態があったと思いますが、その問題について、対応策はどうしてきたのか、改善できたのかお伺いします。

不用額について、確かに経費節減などによって起こり得るものであるとの認識はしておりますが、見積もりなどを厳格にしてという監査委員の指摘どおりでもあると感じましたが、見積りなどは厳格に行われてきたのか。また、入札残などもあります。積算根拠について厳格に行ってきたのか。また、随意契約については、金額的に年次的に見ると、じわりと増加傾向にあるが、全体的に見てどのような考え方のもとに行い精査してきたのか。

扶助費などについては、やむを得ないと考えているが、これほどの伸びとなった主な理由は何か。

物件費について、大幅な減額の理由は何かをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。まず、町長の施政方針及び町民が主役の場での成果は得られたのかについてでございますが、総合計画に定める将来像「住民参画による快適で美しいまちかなべ〜子どもがにぎわうまちづくり〜」の実現に向け、平成24年度においては、復興、防災、子育て支援を重点施策として取り組んでまいりました。

まず、復興についてでございますが、商店街のまちなみ景観の整備やチャレンジショップ事業による商店街の活性化、尾鈴地区土地改良事業など農業基盤の整備、優良繁殖雌牛導入補助などによる畜産業の復興、花守山整備事業による観光振興などに、本町経済の復興、活性化に取り組んでまいりました。特に平成24年度においては、農産物加工施設の完成による新たな特産品開発支援のための施設整備、高鍋町初の町人会、近畿高鍋会の設立などの成果がございました。

次に、防災についてでございますが、防災行政無線のデジタル化や屋外無線子局の設計

など、災害時の情報伝達システムの構築、防災拠点となる庁舎の耐震診断、地域防災力向上のための防災訓練や自主防災組織の育成など、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりました。特に平成24年度においては、小中学校校舎の耐震化率100%を達成するとともに西中学校の屋上を避難広場として活用するための学校施設整備などに成果がございました。

最後に、子育て支援についてでございますが、放課後児童クラブやファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業、延長・休日保育事業、各種健診やワクチン接種事業など、安心して子どもを生き育てられる環境づくりを実施してまいりました。また、学校においては、適応指導教室運営事業、問題を抱える子ども等々の自立支援事業やスクールアシスタント事業、要保護・準要保護児童生徒援助事業など、教育環境の充実に努めてきたところでございます。

いずれの事業も、継続して実施していくことが必要でありますので、今後も総合計画に定める将来像の実現に向け、さまざまな施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、町債残高につきまして、どのような考えかについてでございますが、これまで、発行を抑制したり、財政融資資金などの公的資金について、補償金免除の繰上償還を実施したりと残高圧縮に努めてまいりましたので、質、量ともに大きく改善されていると考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。それでは、何点かありましたので、順を追って御説明したいと思います。

まず、歳入の決算額が前年度と比較して落ち込んだのはなぜかということですが、前年度と比較して1億7,670万6,000円の減額となっております。

内訳といたしまして、減額の大きいものを款別に申しますと、県支出金が約1億5,300万円、繰越金が約8,490万円、地方交付税が約5,100万円、町税が約2,380万円といったところが上げられます。

最も減額の大きい県支出金について説明いたしますと、庁舎屋上に太陽光パネル等を設置した際の財源であります地域環境保全対策費補助金が約7,870万円、それと、緊急雇用創出事業の臨時特例基金市町村補助金が約7,670万円、それと、ふるさと雇用再生特別基金市町村補助金が約2,020万円、それと、農村総合整備事業費の補助金が約1,760万円の減額となっておりますので、そういうものをもって減額になったものと考えております。

次に、財政力指数が高い理由についてでございますが、財政力指数とは普通交付税を算定に用いる基礎数値を使って算出されるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した基準財政収入額を、標準的な行政運営を行った場合の財政的経費を算出した基準財政需要額で除した数値の直近3箇年平均の値であります。

この数値が県内で3番目に高いのは、まず、人口密度の高い自治体は行政効率も高いとの判断から基準財政需要額が低くなりやすい傾向にあること、一方で、人口1人当たりの市町村民税決算額が県内市町村でも上位、1位が宮崎市ですね、日向市、都城市、延岡市、5番目に、高鍋町が5番目になっております。であることから基準財政収入額が比較的大きくなるのが要因ではないかと分析しております。

それと、財政力指数が落ちた理由ということですが、先ほども述べましたけども、財政力指数は直近3箇年の平均値で表します。単年度ベースで申しますと、平成21年度が0.524を最後に、平成22年度以降は0.5を下回っております。参考までに、基準財政需要額、基準財政収入額について平成21年度と24年度を比較してみますと、需要額は約4,500万円程度の微増であります、収入額は約1億円以上の減額となっております。これは、平成20年度に起こりましたリーマンショックや高齢化社会の進展による現役世代の減少等が要因ではないかと推察をしているところでございます。

それと、地方債残高のことですが、「どのくらいまで大丈夫か」につきまして、社会情勢や国政の動向、発行する地方債の交付税措置の有無、措置率の大小など、さまざまなことが関係してくることもあり、どのくらいの金額なら大丈夫ということは一概に言えるものではありません。また、地方債には、ハード整備にかかる費用負担について、現役世代のみならず将来の便益を受ける将来世代との費用負担の平準化を図る機能も有していることから、着手する事業規模次第では、残高が増加することも十分考えられます。しかしながら町としましては、ハード整備につきましては、事業の必要性から慎重に吟味し、可能な限り国県補助金などを活用し、それでも地方債を発行する際には、できるだけ有利な条件で借り入れをし、また、残高が急激にふえたりすることのないよう計画的な地方債発行に努めているところでございます。

それと、補助金についてでございますが、町が交付する補助金につきましては、事業完了後に事業主体から事業実績報告書の提出を義務づけており、合わせて担当課が事業の成果や交付額の妥当性等についても検査を実施しております。また、全ての補助金において、原則最長3年間の終期を設定しており、公益性、必要性、有効性等を保持するため、次年度当初予算の編成前に当該補助金を担当課で自己評価し、さらに終期を迎える年度には、事務事業評価等で客観的な検証、見直しも実施し、限られたコストで最大限の成果が達成されるよう努めているところでございます。

それと、不用額についてでございますが、監査意見書にもありますように大幅に増加しております。予算に計上する際には精査を重ねて計上しておりますが、実績額との差によって不用額が生じております。意見書にもありますように、予算の編成と執行の適正化及び効率的な財源の活用が図られるよう、引き続き厳正な見積もり積算に努めてまいりたいと考えております。

次に、扶助費が伸びた理由でございますが、児童福祉法の改正によるものが主なもので、障害児通所支援サービス事業の実施主体が県から町に移管されたことによる給付費の増加、

それと、障害児入所施設医療型に入所されている18歳以上の障害者の方が障害福祉サービスの療養介護サービスに切りかわったことによる給付費の増加、それと、障害福祉サービス全般での利用者の増や利用時間等の増加によるものが主なものと考えております。

それと、物件費の減額の主な理由ですけれども、先ほどもちょっと言いましたけれども、緊急雇用創出事業臨時特例市町村補助金及びふるさと雇用再生特別基金市町村補助金による委託料等ですね、それと、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修のための委託料、それと、小学校児童用机・椅子等の備品購入費などが大きな減になったものと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。総括質疑の税務課の部分についてのみ、お答えいたします。

不納欠損についてでございますが、「調査に関してはどこまで行っているのか」についてでございますが、これについては、全ての不動産、給与、年金、預金等、有価証券に至るまで調査をし、判断材料としております。

滞納処分に関しての裁判所への交付要求につきましては、債権の優先順位により配当されるものでありますので、年度により違いがあります。

差し押さえ額の増加については、給与、預金等の調査の強化による差し押さえ件数の増加によるものです。それについての住民からの苦情はございません。

保育料の滞納処分に関しては世代の代わりはなく、古い分については、十分な調査の上、法に基づき適正に不納欠損処分をしております。

続いて、公売における住民の収納への意欲についてはどうだったのかについてでございますが、平成24年度の公売価格の総額は70万円程度となっておりますが、搜索したことによる自主納付が多くあったり、納税意識の高揚による納期内納付につながった例など、目に見えない費用対効果が大きいと考えております。

税務課分は以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。まず、住宅使用料についても同様ですが、持田団地など一世帯の台数、駐車の数台数限度があるのか、また、路上駐車が多いように見受けられるが不公平感はなかったのかという質問でございますが、まず、住宅使用料滞納については、誓約書の提出、戸別訪問等を実施し、使用料の徴収に当たっておるところでございます。

駐車に関しましては、一世帯当たり駐車台数は基本1台としております。

駐車場の不公平感に関する苦情等は、現在ございません。また、路上駐車につきましては、看板を設置し、その対応をしているところでございます。

次に、道路関係では、町内それぞれの公民館などから要求事項が出ていると思うが、

24年度までに計画した整備はできたのかという御質問であります。平成22年度に提出されました地区要望のうち、道路に関する要望件数は93件で、平成24年度までに57件、61%が完了しております。小規模な要望につきましては早期の対応が可能ですが、規模が大きくなりますと予算も伴いますので、緊急性の高いものから年次的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。介護施設開設準備金についてでございますが、本補助金につきましては、本年7月に開所しました地域密着型介護老人福祉施設「望み苑」の開設に当たりまして、県補助金を活用し、必要となる備品等の購入経費の補助を行ったものでございます。これよりまして、施設開設時から安定した質の高い介護サービスを提供できる体制を整備することができたものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。葉たばこの転換作物支援についてですけれども、加工用カンショとかバレイショへの転換が多くて、各転換作物の種苗代、それから資材代への補助を実施いたしました。葉たばこは違う作物への転換ですので、栽培方法に戸惑い等もあったかと思われそうですが、おおむね予想された収量を生産され、スムーズな転換しておられると判断しております。

また、葉たばこ生産を継続されている農家の方について、御質疑のとおり2軒おられますが、たばこ生産をめぐる需給調整問題がいまだに残っているという厳しい経営状況の中、新富町の生産農家の方々と協力されながら、これまでどおりの経営を継続されておられることを承知しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。耐震についての御質問でございますけれども、町が所有しております建物につきましては、昭和56年以前に建築された建築物137棟のうち、耐震診断が必要な建築物67棟中23棟は耐震診断を実施済み、あるいは診断中でございます。

なお、耐震改修促進計画に位置づけられている特定建築物、これが31棟ありますが、のうち耐震診断が必要な建築物17棟につきましては、耐震診断実施済みまたは診断中でございます。

次に構造物についてでございますが、町が所有する構造物は、橋梁や擁壁、防火水槽、公園施設など多種にわたって存在しておりますが、耐震の診断については実施しておりません。しかしながら長寿命化計画に基づきます調査や維持点検等を、定期的にまたは必要に応じて実施しているという状況でございます。

次に、耐震診断の結果、補強が必要な建築物につきましては、学校校舎を初め耐震補強工事を実施しているところでございます。

次に、職員に関しての質疑でございますが、行財政改革において効率的な組織と適正な人員配置を図り、職員数の削減を行ってまいりましたが、職員数の減少に伴って過重な負荷がかかり休職に至ったという事態はございません。

次、入札残等に係る積算根拠についてということでございますが、工事もしくは委託等の設計積算につきましては、公共工事等の標準歩掛や積算基準書、見積り等により適正に積算しております。

次に、随意契約についてでございますが、過去5年間を比較しますと24年度の随意契約の契約金額は他年度と比べ増加しておりますけれども、24年度の予算や工事及び委託内容の性質、あるいは目的によってこういう結果が出たという事情でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また後、常任委員会がありますので、その中である程度、質疑は各委員がされると思いますが、ここでちょっと確認しておきたいことを何点か、質疑を追加させていただきたいと思います。

先ほど、建設管理課のほうからですね、私は持田団地、ごめんなさい、持田団地の間違いだったと思うんですよ。持田団地などは駐車スペースっていうのが確保されてるんですよ。そこでちょっと確認をしておきたいと思うんですが、舞鶴団地が特にですね、駐車スペースの白線については居住者による設置だったということなんですけれども、入居者分ほどあるのかどうかという確認と、あそこが特に路上駐車がなくて、まあ、団地しかない部分もありますので、だけど、奥まった所の団地の方もいらっしゃると思いますので、結構通りづらいという意見なんかも聞いてるんですね。そういうことを勘案してですね、あそこについては苦情はないということの答弁だったんですけども、私、苦情は相当出てると思うんですよ、で、内部トラブルっていうのも結構あると思うんですよ。だから、それが聞こえてきていない状況なのかどうかっていうのを、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのが、まず1点ですね。

それから町債残高について、町長と課長答弁どっちもですね、どのぐらいまで大丈夫かという質疑に対してですね、まあ、判断をしながら随時借入れを行ってやっていると、そして返済分が、そして町長は特に自分の、町長になったときから、やっぱ町債残高を減らしていくために借入れを少なくして、やっぱりずっと今まで頑張ってきたというような答弁だったと、かいつまんで言うとそういう答弁だったと思いますが、やはり意見書の中とか見てみますとね、年次的に返すのをですね、平成23年度の歳入歳出決算の意見書と平成24年度の決算の意見書を比較してみますと、じわりとですね、じわりとですけど、返済額が増加してる予測っていう状況というのが出てきてるわけですよ。と言うのは、せっかく減らしてきたにもかかわらず、これによると、やっぱ、じわりとだが返

済、返済ちゅうか予測可能な金額ちゅうか、新たに借り入れたりして、それは国の政策と大きく関わってくるので、確かにこういう状況も出てくることは予測できます。しかし、やはり町長の答弁にあったようにですね、例えば、私たち家庭が借金をする場合っていうのは恐らく、収入のですね、大体70%をめどに借り入れ、今は大体60%ぐらいというのをめどに銀行なんかは借り入れのオーケーをしてるわけですよ、だから総合的に借り入れて、どこに借り入れがあるのかないのかっていうのを調べて、全体を調べて、じゃあ例えば家を建てたいと言ったときには、ほかの借入金を含めて全て銀行は精査していきながら、全体、その人の収入の大体70%ぐらいを目安に貸しつけを行っているっていう状況があるわけで、想定できる総収入の70%ちゅうか、だからかなり幅は広いわけですけども、高鍋町の予算で言えば、年間が70億円前後、70億円をちょっと超すぐらいのことですよ、73億円ぐらい、今年度でですね。やっぱり、予算、歳入、決算のですね、まあ、歳入歳出のほうでやっぱ71億円っていうところですので、まあ、72億円前後というところから考えたときに、もう少し借金を、できればだから、じわじわじわっと逆に減らしていく、この意見書の中には書かれている部分が出てくるのが当然じゃないかなと私は思ったんですね。ところが比較してみると、やっぱ平成25年度、26年度、27年度って。平成30年度に返済する金額というのは、じわりとですけど、ふえてくる部分があるわけですよ。それを勘案したときに、担当職員に聞いたときにはですね、返済計画書っていうのはちゃんとあって、それはちゃんと出来てるんだと、だけどこの予想図に関しては、これは監査委員の意見書についてのみあるものであって、それは変動しますということを言われたんですけども、私がやっぱり気にしているのは、町長が本当に思っていらっしゃるようにですね、じわりじわりとですけど、逆に減らしていく必要があるのではないかというのが一つ大きなことがあるんですよ。これはですね、何と連動するのかっていうことについては先ほど答弁の中にありましたけれども、耐震についての棟数ですね、これについても恐らく、31棟のうち17棟を耐震のところでやっていると。して一覧表ですね、私の質疑した建物及び構造物についてっていうところで、私がなぜ、この構造物についても申し上げたかっていう一番大きな理由はですね、実は、震災で余りテレビに出なかった部分らしいですけど、これが、何のテレビでしたかね。それで、防火水槽がですね、要するにすごい揺れで割れてしまって、その防火水槽が一遍にぱっと来て、大変な目にあわれたっていうところを取材しているところがちょっとテレビに出たんですね。だから防火水槽も今度、この前予算に出されまして一応、前の時に予算も出たと思うんですけど。この池は出てますよね、池は出てますけど防火水槽は出てませんが、防火水槽あたりなんかの調査っていうのはしないのか、するのかわからないかっていうところが、方向性としてはちょっと見られると思うんですけども。これは決算ですので、私は一応、国で定められた基準のみの答弁だったと思うんですが、137あるうちの67っていうことについてですね、これでいいのかどうかっていうことを再度、ちょっとここは答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） ちょっと、しばらく休憩します。

午前10時35分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。まず、団地の件でございますが、舞鶴団地につきましても一世帯1台の駐車場は確保をしてございます。確かに一世帯で2台とかお持ちの方もいらっしゃると思うんですが、そういう方と一世帯で1台しか持っていない方等の不公平感の苦情というものは聞いておりません。

また、敷地内、路上駐車と書いてありますが、あの道路は町道ではございませんで、舞鶴団地内の通路というような解釈になるかと思いますが、その中で駐輪場とか面してございますので、そのあたりに駐車をしてもらいますと迷惑がかかりますので、そういう所には看板を設置して、駐車を御遠慮くださいというような案内をしているところでございます。

次に、耐震の関係でございますが、先ほど、総務課長の答弁の中で、建築物、町の所有する建築物が137棟という説明がありました。その中で耐震診断が必要な建築物は67棟中23棟は耐震診断実施済及び診断中ということでございます。これに関しましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、その中で優先順位がございまして、まず、特定建築物。特定建築物を優先するというので、その特定建築物が高鍋町の場合31棟あると。この特定建築物を簡単に説明しますと、多数の者が利用する建築物、不特定多数の町民等が利用する建物というのが31棟あって、そういう、先ほど総務課長が説明した数字になるということです。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今の問題については、また、委員会の中でも審査をされると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それではですね、2問目の、1つ忘れてましたので3回目になりますが1点だけ。

町長の施政方針の成果の中の答弁で、さまざま、子育ての問題も含めていろいろ、総合計画から始まって、いろいろ答弁がありましたけれども、その中でですね、私ちょっと気になったのは、雌牛導入について、どのような方向性が見えてきたのかということ再度ちょっと確認をさせていただきたいというのがまず一つと、あと、農産物加工所による成果は、建設してそんなになってませんので、成果っていうのはそんなにないと思うんですけれども、展望が見えてきたのかどうか、そこいら辺をですね、成果の中からの展望がどう見えてきたのかということ答弁をしていただければと思っております。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 雌牛の補助でございますが、このことは口蹄疫以来、まだ前もそ

うでしたが、うちは大体、優等、1等というところですね、2等ぐらいまでですか、には補助をしております。そのことがやはり関連しまして、児湯畜連は今、一番競り値も高い。そして、高鍋がその中でも一番高いところに位置しておりますので、その補助は有効に活用され、今後もそういった点で進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。昨年度末に竣工したものでございまして、今、それぞれの施設の利用状況等を調査し、今後どういうふうな動きができるかっていうのを、今、私どももそうですけれども、皆様方のお知恵を拝借しながら今後の展望っていうものを図っていききたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回の決算において、基金にはですね、意見の審査報告書にもあったと思うんですが、もう基金は限度額いっぱい、残り積み立てなかったのかなど、そのような思いの至る、まあ、基金にも残り積み立てず、実質収支において2億円余も余る状況というのは見過ごせないということを考えますが、いかがお考えのもとだったのかお伺いしたいと思います。

不納欠損の中には、滞納分の延滞加算金減額も含まれているのかお伺いしたいと思います。

医療費の伸びの原因究明は行ってきたのかお伺いします。特定健診の成果はあるのかどうか。

公売についてですね、これも、先ほどの一般会計の歳入と一緒にですけども、公売について住民の収納意欲についてはどうだったのかと。公売における歳入とそれに伴う支出も勘案して、数字的と効果について、また、先ほどと同じくですね、数字的でない部分と比較した結果について述べていただきたいと思えます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。健康福祉課関係分について、お答えいたします。まず、実質収支が2億2,284万1,000円以上ある中、基金への積み立てを行わなかった理由といたしまして、平成25年度予算に基金から1億5,000万円を投入していることがございます。また、今回の補正予算で繰越金を2,225万9,000円増額し、繰越金が合計で6,179万2,000円となりまして、基金繰入金と合わせますと予算額が2億1,179万2,000円となります。これはもう、実質収支相当分となるものでございます。1,104万円程度が余剰金となりますが、今後の医療費等、まだ動向が不透明な中では、基金へ積み立てられる状況ではないものと考えておるところでござ

います。

こうした状況ではございますが、平成25年度末までには国保財政の安定的な運用に努力をしまして、1億5,000万円程度を基金に戻し入れを行いたいというふうに考えておるところでございます。

次に、平成24年度の医療費がふえた要因についてでございますが、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費が、対前年度と比較しますと件数、費用額ともに増加をしておるところでございます。現在、高額医療費についてのレセプト点検等を行って原因究明を行っておりますが、主に、生活習慣病に起因したものと考えているところでございます。

次に、特定健診の効果についてお答えいたします。平成24年度は1,789名が特定健診を受診しており、受診率が40.2%となっております。

特定健診の結果、病院受診が必要な方につきましては、早急に保健師等が家庭訪問を行い、検査結果と現在の身体の状況を説明し、受診を勧め、重症化予防に努めておるところでございます。

また、保健指導対象の方には、保健師や管理栄養士が6カ月間個別に対応し、早期に生活習慣の改善が図られるように支援をしているところでございます。その支援者の中には、生活習慣の見直しが行われまして、翌年の健診結果では数値の改善、体重の減少に結びつくなど、徐々にではありますが効果が表れてきているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。不納欠損の中には、滞納分の延滞加算金減額も含まれているのかということですが、不納欠損の中には本税のみです。

収納率について、伸び悩んでいる原因はということでございますけれども、国保の収納率につきましては、合計額の収納率は前年度との調定額の差が影響しまして、下がる現象となっておりますけれども、一般・退職国保税現年課税分については94.27%から94.7%、滞納繰越分につきましては20.18%から20.44%と伸びておるところでございます。

それと、公売の公開についてでございますけれども、これにつきましては他の税との混合でございますので、一概に国保税のみということとは言えないと思っております。先ほど一般会計で答弁しましたが、その通りでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑ありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 県連では再三の要望を受けて、ある程度の医療費について疾病、金額などが、その自治体の分が少しはわかるようになってきたんですけれども、疾病別に見て、どのような変化が見受けられるのか、また、納付金増額については1人当たりの医療費の伸びだけでなく加入人数が増加しているからだと考えますが、いかがなんでしょうか。

また、収入未済額についての発生原因にはどのようなものがあり、出納閉鎖後に収納されたのかどうか、確認だけしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。疾病別に見ての変化についてでございますが、宮崎県後期高齢者医療広域連合が実施しました医療費分析によりますと、当町の医療費総額のうち、糖尿病関連、脂質異常症関連、高血圧症関連、慢性閉塞性肺疾患といった生活習慣病罹患割合は全体の11.4%を占めております。また、分類別に件数を見ますと、高血圧性の疾患が最も多く、これは、高鍋町国民健康保険においても同様となっております。

次に、医療費の伸びについてでございますが、議員お見込みの通り、医療費の伸びだけでなく被保険者数の増加も納付金額の増加要因となっております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。収入未済額についての発生原因はどのようなものがあり、出納閉鎖後には収納されたのかという質問でございますけれども、収入未済額の発生原因については他の税と同様の理由でございますが、特別なものはありません。また、出納閉鎖後には収納されたのかについてですが、滞納繰越として処理しております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 下水道のつなぎ込み状況はどうだったかということですね、それと、平成24年度まで長寿命化計画について検討されたと思うんですが、その方向性っていうのは、平成27年度で終了の予定だと思いますけれども、方向性が出てきたのかどうかお伺いしたいと思います。

また、事務ミスによって収納状況っていうのが分割のみとなっていると考えるんですけれども、どのようになっているのか、また、税務課関係で収納関係一本化されたと思うんですけれども、税徴収と同じ収納になって、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。下水道のつなぎ込み状況につきましてでございますけれども、平成24年度は個人住宅で39件、事業所・アパート等が24件で、合計の63件のつなぎ込みがございました。接続率につきましては76.9%となっております。

次に、長寿命化計画につきましてでございますけれども、平成23年度に調査が完了し、緊急性の度合いを把握いたしましたので、24年度に優先箇所の詳細設計を行い、更新の計画をしたところでございます。

次に、27年度終了後の計画の方向性につきましては、認可区域の拡大は休止する方向で、現在、県と協議を進めているところでございます。

次に、未請求問題に係る収納状況についてでございますけれども、24年度は分割が7件、一括が2件でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。次に、（「議長」と呼ぶ者あり）7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどの答弁でここだけ一点、ちょっと確認をしておきたいと思っております。

認可区域の拡大をこれ以上はしないということで、県と話し合いをしているということで、長寿命化計画の中で方向性が出てきたということの答弁だったと思うんですけれども、そうすると、後のことがどうなるのかっていうのが町民の一番の関心事だと思うんですよね、だからこれをどういうふうに町民の皆さんにお知らせをして、要するに今まで、ここまです下水道の区域となりますよと、これまでに大体、事業計画というのはこういうふうにしておりますよということを町民には示しておりますので、待っておられた方、いわゆる合併浄化槽に移行しない方々もかなり多かったと思うんですね。そうすると今度は下水道とですね、じゃあ下水道を計画して合併浄化槽ずっとつけてこなかったのに、おかしいんじゃないかという意見なんかが、ひょっとしたら出てくるのがあるんじゃないかなというふう思うんですよ。まあ、ある程度は私たちも説明をしてきたり、遅れていることについては説明をしたりとか、地域の皆さんにはお願いをしてきたりしてる部分があるんですけれども、なぜ皆さんが合併浄化槽に向かないのかっていう1つの理由は、要するに、費用が下水道の使用料よりも大きいからですよ。それが一番に上げられるわけですよ。だから下水道の認可区域を、もう休んで行くっていうことになると、私も二、三件受けておりますけれども、下水道でならなかった場合の、要するに自分達いろいろ負担していくんだけれども、それでも合併浄化槽よりも負担は少ないじゃないかという話がやっぱ、いつも出てくるんですね話の中には、皆さんの中には、そうなってくると、お知らせをいつ

までしていくのか、そして休止が発表されて、そういう、苦情処理係ではないけれど、どういふふうに立ち上げていくのか、で、どういふふうな対応していくのかっていうことは非常に気になる場所なんです。これは平成24年度の決算の問題ですので、改めてですね、その問題については、また特別委員会の中でも話したいと思うんですが、方向性だけでもちょっと示していただければ、あと詳細についてはですね、まだ補助金、補正が出た段階とか、そういうところで突っ込んだ質疑はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。方向性ですけども、現在考えておりますのが、先ほど中村議員もおっしゃられました合併処理浄化槽の設置整備事業というのを拡充していくのが有効かと考えております。

これにつきましては、27年度が一応、先ほども答弁で申し上げましたけども、一応、休止の方向で、27年度まではやるけども、それ以降につきましては休止の方向でやるということで、住民の方たちにもお知らせしていかなければいけないとは思っておりますので、事あるごとにお知らせとかそういうのを利用しまして、住民の方にお知らせしていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これ、1点だけですね。認定者数について変化が出てきているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。要介護認定者数につきましては、平成22年度が716人、平成23年度が774人、平成24年度が804人と、高齢者の増加に伴いまして年々増加をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成24年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 不用額のうち居宅、施設介護について見込額、いわゆる予算額と大きく違うことになっております。これ、要介護者の度合いが異なるものなのか、それとも見込み人数が違うものなのか、検証されてきたのかどうかをお伺いします。

また、総務管理費の中で、需用費が予算とすると150万円、これが不用額となっております。予定していたものが不必要となったものなのかどうか、具体的に答弁をしていただきたいと思います。

また、介護予防事業がありますけれども、予防効果はどうであったのか、検証されてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。まず、居宅介護サービス給付費につきましては、町内に新しく開設される有料老人ホームの入居者数は見込んでおりましたが、新たに開設されました近隣市町、西都市あるいは都農町で比較的大規模な有料老人ホームが建設されたのですが、その有料老人ホームまでの把握が困難なため、入居者数に差異が生じたものでございます。

次に、施設介護サービス給付費につきましては、介護療養型医療施設の療養病床の縮小によるもの。ちなみに数字的なことを申し上げますと、療養病床数が延べ84人で見込んでおったものが78人であったこと、施設介護サービス受給者数の減によるものでございます。これにつきましても、計画では850人と見込んでおったのが754人という形になったためでございます。

次に、総務管理費の需要費の不用額につきましては、介護保険制度の周知をするためのパンフレット購入のための印刷製本費が見込みより安価だったことでございます。

介護予防事業の効果につきましては、実施主体の事業所において予防事業利用開始前と開始後に評価することとしており、身体機能等の低下を防ぐ、あるいは進行を遅らせるなどの一定の効果が得られているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 備品購入に関してはメーター器なんかは予定より少なかったんだと思うんですけども、これはちょっと違うかもしれませんけれど。口蹄疫での回復、この一ツ瀬川雑用水の範囲内での口蹄疫での回復っていうのはどのように凶られてきたのか、どういうふうにしてきてきたのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。口蹄疫からの回復についての御質疑ですが、雑用水使用量は、口蹄疫前年度に約34万トンであったものが、口蹄疫の発生した22年度に約25万トンまでに落ち込みました。しかし、24年度は約32万トンと口蹄疫発生の前年度なみとなっております。使用水量の比較から見ま

すと、おおむね回復してきたものというふうに考えておりますけれども。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成24年度高鍋町水道事業会計決算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。ちょっと済いませんね、鼻水が出て。監査委員の意見書にありますですね、昭和50年代に製造されたVP管の成形不良によるものが大半とありますけれども、漏水調査の中でですね、年次的に進めてきた改良事業の中で、当初に判明しなかったのか、それとも、年次経過後に判明したのかお伺いしたいと思います。

また、企業債残高について指摘してありますけれども、これは償却限度内に返済可能であるのか、また、借りかえ及び早期返済などについて、どのような検討がなされてきたのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（芥田 秀則君） 上下水道課長。漏水の原因としまして上げられましたVP管につきましては、そのほとんどが第1次拡張事業において昭和50年から55年にかけて布設されたものでございます。そのVP管の採用に当たりましては規格品として採用したものであり、将来の漏水事故につながるような成形不良については、当時あつては判明しなかったものと考えております。

次に、企業債残高について、償却限度内に返済可能額であるかとの御質疑でございますけれども、水道事業の企業債借入れは、返済期間を全て35年以内で設定しております。それに伴う固定資産の耐用年数は40年になっておりますので、償却限度内に返済することができるものと考えております。

また、借りかえ及び早期返済についてであります。平成19年度に見直しを行い、借りかえ可能なものにつきましては全て借りかえを終了しております。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第37号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは、地方税法の改正によるものだと説明がありました。まあこれ、メリットあるのかどうかということですね。予想される対象者数はどのくらいと見込みしているのかと。また、これは従前から私が疑問としていることなんですけれども、延滞金の利息軽減はできないのかどうかということですね。延滞金をかければかけるほど払えない人は払いにくくなるし、税の公平性から見ても、途中で、延滞金について支払い

を免除するということがあったかと思えますけれども。それならですね、法に従い納税の義務を果たしていただくことが最重要課題だと考えたときには、延滞金の利息軽減をしたほうが、より有効ではないかと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。本案につきましては、地方税法の改正に伴い、税条例の一部の改正をしなければならないものでございます。

改正により該当する納税義務者についてですが、延滞金の割合が下がります。その対象件数については、ちょっと予想できない数字だと思っております。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除については、適用期間の延長と限度額の引き上げとなり、年間、試算しますと大体、年間2件程度が対象となるようでございます。

そのほかの改正につきましてはですね、メリットとなる対象者はありません。

延滞金の利息軽減はできないかについてでございますが、延滞金の割合については地方税法に基づき処理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号高鍋町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今回ですね、全面的に見直すということに、字句とか字語をですね。字について見直すとなれば、差しかえなどについて予算的にどれぐらいになるのかということは一応検討されてると思えますけれども、どうなるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。例規集の精査に伴う予算措置でございますけれども、今、御質疑がありましたが、改正例規の追録等の業務に付帯する経費につきましては委託料の中に含まれておまして、新たに負担が発生することはございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に議案第39号高鍋町子ども・子育て会議設置条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この条例の内容を見ますとですね、目的っていうのがちょっと書いてないので、目的は何なのかっていう事をちょっと聞きたいと、お聞きしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。子ども子育て支援法において、町は、子ども子育て支援事業計画の策定等の際や、幼稚園や保育所等の利用定員を設定する際には意見を求め、また、子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関しましては、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議する機関を設置することとなっております。以上のことから、本町におきましても子ども・子育て会議を設置するものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成25年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 一番最初に、事務ミスによる固定資産税収納について、経過は今までどうなってきたのかについてということですね。

育英会の寄附金がありますけれども、現在の原資及び利用状況についてはどうなのか、また、返済にかかる問題点などはないのか。それとですね、今回、尾鈴畑地灌漑事業について県営工事分について農業債というのがありますけれども、県営事業について同意取得及び個人負担について農業者に理解は得られているのかお伺いしたいと思います。

で、条例、議案第39号が提案されて予算も同時に提案されるという事なのかどうかということで、システム整備などの予算が大きいけれども、条例はこのためにあるのかということをお聞きしたいと思います。

保育士の処遇改善については厚生労働省からどのような指示があったのか。また、これは介護保険での事業所などでの介護者への処遇改善金と同じ内容のものか。そうすると事業所も一部負担があると考えますけれども、どうでしょうか。

また、認可保育園でなぜ処遇改善が必要となるのか。認可保育園であれば職員の処遇に関してしっかりと監督し、必要なら改善策を要求できると考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 税務課長。事務ミスによる固定資産税について、「その経過はどうか」についてでございますけれども、現在、対象件数のうち9割の方が納付書による納税をしていただいております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。育英会についての御質疑でございますが、育英会会計の平成25年3月31日現在高は、1,533万6,219円となっております。平成25年度の奨学生、貸与者ですね、は、高校生が9名、大学生等が21名に貸与しているところでございます。返還につきましては、遅れぎみのものはございますが順調に返

還されているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。尾鈴地区の県営事業について農業者の理解はという御質疑でございますけれども、事業の認可に係る同意徴収の際に、個人負担についても繰り返し説明をさせてもらっておりまして、理解していただいているものと判断をしております。今後、県において詳細設計を行う中で、再度、各圃場ごとに給水栓の設置確認をさせていただくこととしております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。システム整備に係る経費についてでございますが、今回の補正につきましては、子ども・子育て支援制度が平成27年度から新しい制度になるため、その制度に対応するための措置決定あるいは給付等についてのシステム構築を行うものでございます。

次に、保育士の処遇改善につきましては、保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより保育士の確保を行うため、国の安心子ども基金を活用した事業として行うわれるものでございます。

次に、この処遇改善において、事業所の一部負担があるのかということでございますが、保育士の処遇改善に係る助成につきましては基準額が設定されておりますので、この基準額を上回る改善がなされた場合は事業所の負担も生じることとなると考えられます。

次に、認可保育園になぜ処遇改善が必要であるかについてでございますが、今回の処遇改善につきましては、近年、全国的に保育士の確保が困難な状況にある中、当町におきましても公立・私立ともに保育士の確保が非常に困難な状況となっております。こうした状況を踏まえまして、保育士の処遇を改善することで保育士の人材確保を進めることが目的となっております。認可保育園の保育士の処遇に関しまして、改善策の要求が出来るのではないかについてでございますが、今回の処遇改善事業につきましては、基準額等が定められ、助成を受ける保育園からの処遇改善計画をもとに助成を行うこととなっておりますので、実績報告時に計画に沿わない処遇改善となっているときは、町が保育園に対して指導できるものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、その処遇改善のところでちょっと突っ込んだ質疑をしたいなと思うんですね。と言いますのは、これは、介護職員に対する処遇改善については、事業所もある一定の負担があるからこういう質疑をしたわけですね。まあ今、ないということで、これは、保育士等の処遇改善臨時特例事業というところのみに基づいてこれは提出されるということですので、そのための事務費もかなり見込んでいただいているという状況があるとは思いますが、私が気になるのはね、なぜ保育士が集まら

ないのか、保育士を雇うことができないのかっていうことを考えたときに、各認可保育所のですね、一体、割合ちゅうのが、どれぐらいいるのか。で、保育士が確保できないという状況が一体どういうふうにあるのかという実態を、まず、どういう調査をされたのかっていうのは、ちょっと私のほうにはわかりませんが、実際は保育士が、私、臨時職員であるということを聞いたんですね、この予算が出た時に。保育士等の処遇改善臨時特例事業ということで出ましたけれどもどうですかっていう話聞いたときに、臨時職員が多いというお話を聞いたんですね、だから保育士が確保できないんじゃないかと、やはり、正規に雇用される職員が少ないために、保育士はやはり正規に雇用していただく所に流れていくんじゃないかなというふうに思ったわけですよ、それは私の考えです。だけど、この保育士の処遇改善策が一時的に出されたとしても、本当に処遇改善が引きつづき継続して行われていくのかどうか、そして正規雇用の職員がふえて、安定した子育て、保育園事業ができるのかっていうことが非常に私は気になる場所なんです。だからそのところをですね、どういうふうに調査・精査していくのかということについては、ここできちんとしっかりと質疑をしておかなければ、やはり、臨時職員をもっとふやしたりとか、その人たちの処遇改善を行ったりとか、もう今まで処遇改善を行わなくていいような人ばかり処遇改善の費用が行って、そして、行くんじゃないかということで気になる場所なんです、そのところが一番気になりますので、できるだけその辺を、どういうふうに調査していくのかということで、ちょっと詳細に答えていただきたいというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。町内の私立保育園の職員の配置状況をこちらのほうでちょっと調べてみますと、議員確かにおっしゃるとおり、正規に対して非正規あるいは非常勤といった割合が非常に高いというふうに状況としてはございます。ただ、この正規職員だけに処遇改善が図られるわけではなく、このこういった非正規といいますか、嘱託でありますとかそういう非常勤の方々についても処遇改善の対象となりますので、一定の効果はあるのではないかとというふうに考えております。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、これが継続的に数年続くかどうかという問題も若干あるんですが、今、聞いてるところでありますと、来年度まではこの事業が継続をしていくのではないかとというふうには聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が気にしてるのはね、これ、保育士の処遇改善臨時特例事業っていうのができた一番大きな理由っていうのは、都会で、どうしても待機児童を解消するというためにこれは出されたものだというふうに私は理解をしているんですね。それからすると、高鍋町でこういうこの事業を行うことについてはですね、ちょっとニュアンスが違うのかなというふうに思わないではない部分があるわけですね。と言うのは、先ほど確

かに2年間続く、2年間続くからちょっと長期的にはなりますよっていう、そういうのは、私が申し上げたいのはそういうことではない。だから継続的に雇用が図られる処遇改善事業となり得るのかどうかというところが一番問題なわけですよ。だから正規職員として引きつづきこの処遇改善の臨時特例事業がなくなった後でも正規にしっかりと職員を雇用し、そして、その方が出産をして育児をして、要するに、いろんなことがあってもそれをちゃんとフォローしていくような制度の中で雇用確保を図っていく事業とこれがなり得るのかどうかということが一番大きな問題なわけですよ、だから一番の問題点は、私はこの臨時特例事業があるから、ただお金はね、人がくれるものはもらったほうがいいにそれは決まっています。でも、そこをしっかりと、事業をしている方々にですね、これは確かに一時的なものではあるけれども、正規職員に、引き続き雇用をしっかりと確保していただくものということのきっかけにしか過ぎないので、引き続き雇用をこれが5年10年と。5年10年のために、たった2年間の補助金をいただいて、じゃあどうするかと、処遇改善の費用をもらってどうするのかということが、また事業所の中では検討されると思うんですね。だから、今、事業がですね、保育事業なり、子育ての事業に関する問題としては、これはですね、メリットがあるか、要するに事業収益があるかどうかっていうことももちろん経営者としては考える、考えられることも多いと思います。しかし、お年寄りの福祉事業、いろんな福祉事業の中でですね、保育士の処遇改善なんかに関してはですね、やはり、介護士の処遇改善と同じような意味合いで考えた時に、やはりしっかりと正規雇用がなければ、この処遇改善をたった2年間行ったところで、本当の意味の保育士等の処遇改善、保育士等を集める手立てにはならないということがね、私、厚生労働省のほうがわかってらっしゃるのかどうかちゅうのがわかりませんが、恐らくこの地方の自治体の中においては、こうやって新しい事業ができたんだから、まあ言い方は悪いけど、もらえるものはもらおうやという感じでされるところもあるのかなっていうふうにするんですけども。事業の目的の保育士の人材が、事業の目的の中にですね、保育士の人材確保対策を推進する一環として保育士の処遇改善に取り組む、保育士への資金の交付を行うことにより保育士の確保を進めるということが、一番、目的として定められてるわけですよ。それからすると、2年間で保育士を新たに確保したいということのやっぱり、ちゃんと目標、計画を持っていただかないと、私はこの補助金を、処遇改善の臨時特例金というのを差し上げることはですね、少し問題があるんじゃないかというふうに思うんですが、どういふふうに判断をしておられるのか。また、この保育士等の処遇改善と臨時特例事業についてですね、2年間で、ここの予算にある分の倍が必要になってくるのかどうか、そこ再確認したいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。議員が先ほど言われたように、大きな流れで言えば待機児童の解消というようなことが大きな目的となっているのは事実であります。ただ、高鍋町に関しますと、今現在のところ待機児童は発生しておりませんし、しか

しながら全体的なプランの中で言われると、この処遇改善とともに保育士の学校とかにありまして、そういった事業を、さまざまな事業を厚労省としても展開をしております。保育士を、学校などの中でするようなプランであったりとかありまして、ただ、この処遇改善で言えば、町内の私立保育園の中には、ベースアップを考えておられたりでありますとか、一時金、ボーナスに加算したりする予定で考えておられますとか、そういった分については園の判断で裁量ができるようになっておりますので、そういった面におきましては一定の効果があるのではないかとというふうに考えております。

また、臨時職員の、例えば嘱託職員でありますとか非常勤のパートさんの賃金の改善にも結びついているようでありますし、そういったものからしますと、一定の処遇改善という意味においては一定の効果があるのではないかと思います。ただ、それがここ2年間だけの限定という形になると、若干、私どもとしましても、もう少し引き続き長期的な形の中で助成があればいいというふうには考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑は、6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 尾鈴畑かんにつきまして、3点ほどを伺いたいと思います。

まず、概要公告によるとですね、町長は支線水路の受益者負担金を条例に基づいてゼロするというふうに思うんですが、これはどういう理由で支線水路の受益者負担金がゼロになるのか、理由を伺いたいと思います。

2点目に、先ほど中村議員からの質問の中の関連で、課長からの答弁では詳細設計の段階において給水栓等の設置を考えていくということでありましたけども、私が考えるに、これは申請事業であって、同意を得た受益者はですね、私は必ず、もう、給水栓はもとより散水施設まで設置をして水を使うというのが原理原則であろうと思うんですが。今回、事業予算が上がっておりますが、これが、給水栓を含め、給水栓は全部つくと思いますけども散水施設の個数ですね、比率でもようございますが全体の、100の中のなんぶ、今の段階で把握しておられるのか、設置できる状況をですね。それを伺いたいと思います。

それと3点目に、鬼ヶ久保工区に川南町の受益者が何人かおられると思うんですが、この概要公告の管理規定によりますと、経常賦課金が地積割と、本町は地積割で賦課すると、川南町は地積割と作物別で賦課するというふうになっておりますが、その差は出るのか、一反当たりの経常賦課金ですね。まず、そこ3点を伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

尾鈴土地改良事業における負担割合につきましては、平成22年6月議会におきまして尾鈴土地改良事業農家負担軽減に係る請願の採択を受けた後、地元管理組合等とも協議をさせていただいております。町といたしましては、尾鈴土地改良事業による染ヶ岡、鬼ヶ久保地区へのかんがい用水施設の整備は、食料自給率向上と農業経営の安定に寄与するため重要な施設であるとともに、県内トップクラスの基盤整備を誇るこの地域の経営基盤の

強化は、当町の農業の発展に大きく寄与すると判断したところでございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。2点目の、この事業での散水施設を設けることが原理原則上ということで御質疑がございました。散水施設に関しましては、もちろん個人で所有されている方に関しまして機具等を持っていらっしゃれば給水栓からの散水っていうものができますし、全てについてが一概に、散水施設を購入しないと効果って言いましょうか、その原理に合わないということではないというような判断をしております。その散水施設でございますけれども、全体で、原則その最大値でございますけれども予定としての。大型スプリンクラーが13セット、それから茶園の埋設型が74ヘクタール分、それと半固定式のスプリンクラーが190セットを予定しているようでございます。もちろん本年度以降の詳細設計の中で、各農家の意向を調査いたしまして、把握いたしまして決定していくことになると思います。

それと、3点目でございますけれども、要は鬼ヶ久保のほう、川南と高鍋の合同である部分の土地改良区に関しての方と、その中で高鍋と川南の方との経常賦課金の相違という御質疑であろうというふうに思います。負担金に関しましては、当然これはまた違ってまいります。賦課金につきましては、これも小丸川土地改良区のほうで支出するもので、当然その分の差額っていうものは、差って言いましょうか経常賦課金に関しての差っていうものは必ず出てくるものというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。1点目の町長の答弁では、農業の振興に寄与すると。いうことは公益上必要であるということで県営支管分の受益者負担金をゼロにしたというふうに理解してよろしいのでしょうか、1点目ですね。

それと、散水施設の設置ですけど、私は、課長が答弁されたですね、従来持っておられる者が使うから、今回の新設においては個数がわからんというような意味合いであったと思いますけど、私が言いたいのはですね、いかなる状態で散水施設をつくられてもいいけれども、給水栓を必ず、同意した者はあけるんだなという確認が取れておるかということなんです。これはですね、この概要公告によると町持ち出しが約3億3,000万円相当、予定でなっております。これは要するに県営支管から、一番問題、ゼロになるところですね、県営支管分が。全部町が持ち出すわけですね。した場合、水をあけなかったらですね、例えばこれ50%しか使わんという事になったときには、支管分の口径事業費はですね、半分でもいいんじゃないかと私は思うんですね。けれども、当然同意しておるから、申請事業であるから、同意しておるから、必ずあけるものであると思うけどですね、設計上は当然100%の段階で行くかも知れんけども、結果、100%出せんかったとなると過剰投資ということにもなりかねんのではないかと私は思うんですね。

それと3点目ですね。差が出ると言われましたけども、どちらが高くて、安くなるんですか、高鍋町と川南町では。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど公益的かと申されましたが、一ツ瀬もうちはやっておりますので、そことも比較をしながら勘案したところでございますが、基盤整備を地元の方々が一ツ瀬と一緒にやられたということも考えまして、こういう判断をしたところでございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かに給水栓をつければ同意をされるということで、給水をつければ同意をされる方でありますから、水を使われるということで、間違いなく、もう使用されるということになるかと思いますが、ただ、今おっしゃっている畝間のかん水に関してについては、極力これは基本的に行うようにということでお願いしておりますので、当然、給水栓つければ、その方に関しましては、水を使用されるという判断を私どももしてるし、そのような方向で進めているというふうに思っております。それと、賦課金に関してですけれども、高鍋町小丸川土地改良区のほうへ、当然これまでの分と合わせた形で金額が上がっておりますし、川南さんの数字をちょっと覚えてないんですけれども、賦課金という面では高鍋のほうが少なかったんじゃないかというふうに思っておりますが。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 町長にちょっと確認しますが、私が2回目に質問した、公益上必要であるということよろしいんですね。公益上必要であるという公益上の問題ですね、これは、公益上必要性があるということは、不特定多数の人間に利益を供与するというのが公益上の必要性と。今回は申請事業であって、当然この事業を行うことにおいて受益者というのが生じてくるわけですね、だから、不特定多数に当たるのかなという疑念は私は持つとるんですね。それは問題提起でよかろうと思いますけども、町長は公益上の必要性があると答えられましたからそれをお聞きしただけで。私は、その1問目はそれでよろしいと思います。

それでですね課長、2問目の段階です、私は畝間かん水のことはまだ一言も言っておりません。だから、課長から言われたからその点に関して申し上げたいと思いますが、これ原理原則上、やっぱり、水の制限が加えられるかんがい施設ですよ、田あたりの。あの切原ダム自体が、水がたまらんというような話もあって、反対運動もあったきりのダムですので水の制限が加えられておると思いますが。まあ、畝間かん水をすれば散水施設はいらないわけですよ。だから、そういうことを防止するためにはですね、私は、土地改良組合に規約を設けてですね、畝間かん水はだめよという規約を求める必要があると思いますが、いかがなものでしょうか町長。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。御指摘のように、畝間かん水に関しましての、基本的には先ほども申し上げました、行うようにというふうにお願いをしております。

すけれども、必要であれば今後、使用規定等をつくりながら、明記して、そのように知らしめたいというふうに思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに、2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 1点だけ。47ページですが、地域防災計画の改正、これが入っています。この改正に当たってですね、女性の意見、これをどういうふうに吸い上げるかということが東日本大震災の経験から非常にクローズアップされてるんですけども、女性の対応、女性がこの改正の中に入ってくるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 今の御質問ですけど、まだ、やろうということで今、計画しておりますし、委員といますか検討会議のメンバー等も、まだ正式に決めておりませんが女性代表の方にも入ってもらおうというふうに考えておりますし、また、検討していく中で、そういうのがもう、今求められてますというようなことで、多分コンサルにも頼まないで非常に難しい問題も入っておりますので、そういう中で、今、議員から御指摘といひますか、御要望のあった分については、含めて検討していくということになるかと思ひます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 事務ミスによる歳入不足っていうのは生じないのかどうか。先ほど、一般会計のほうの答弁で、約90%は納めていただいているということなんですけれども、本来ならですね、事務ミスをしなれば100%あの時点で、口座から引き落としできなかったかどうかちゅうのはわかりませんよ、わかりませんが、基本的には口座から引き落としであればそれだけ低い数字ではなかったと。引き落としができなかった数字を加味してでもですね、どういう分があるのかと、歳入がどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

繰越金について、先ほども健康福祉課長のほうから答弁がありましたけれども、全額繰り入れないっていうのは後々のためのものだろうという予測はできますけれども、先ほどの答弁の中で、私はやはり、当初に入れた基金というのはしっかりとまた戻したいという答弁があったわけですから、繰越金についてですね、できるだけ速やかに入れると同時に、私は、基金もある程度その積み立ても行ってきておりますので、そんなに不足する金額ではないというふうに私は考えますので。なかなか町長も。国民健康保険税を引き下げてほしいという住民の願いというのが非常にあると思うんです。だけど、借り入れ金を返済している間に、なかなか、それを実行できるかどうかということになると、非常に町長の判断としても難しいものがあるんじゃないかなという気がするんですけども。私が繰越金

についてなぜ質疑をするのかという一番大きな理由というのは、やはり、一番根柢の中には、住民の皆さんからお話しが出て、やっぱり国民健康保険税を引き下げてほしいという願いが込められてるっていうことを御理解をいただいて、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。国民健康保険税につきまして、高鍋町は一遍です、私が就任しましてから赤字を出しまして、県からも8,500万円という金を借りました。ようやく今ですね、安定してるかなと思っておりますが、また、ここ二、三年するとそういう事態を招かねないとも限りません。そういうことで私といたしましては、税率は今、上げておりませんが、下げたら後に上げる時の反動というものは大変大きなものがあるんじゃないかと思っておりますので、もう、その点は、住民にも理解をしていただくよう、また周知していきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 事務ミスによる国民健康保険税についてはどういう対応をしたとか、口座引き落とし分については、歳入は全てあったのかという質疑についてでございますけれども、これについては一期分のみの納付書を発送いたしました、納税をお願いしておるところでございます。現在、対象件数のうちの9割の方が納付書による納税をしていただいております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これはですね、要望と受けとめて、質疑というよりも要望として受けとめていただきたいと思います。

実はこの事務ミスによる国保、固定資産についての口座引き落とし分が収納されなかったということについてですね、改めて私たちのもとへ納付書が届いたわけですね。その納付書を見て一番皆さん疑問に思われたのが、なぜ納期限と、口座引き落としで済みませんとお詫び文が入ったにもかかわらず、納期限が変えてないという状況、それと、やはり発送した日にちと同時であったということが、非常に住民の皆さんから、自分のせいでこうなったわけではないのに、個人の責任でこうなったわけではないのに、なぜ、何か私たちがこう気持ちを小さくして納めに行かないといけないんだろうかということが、やっぱり私のところに、そうですね25、6件ですかね、電話が来ました。私もそのたびに、きちんと議員協議会で答えていただいたことをしっかりと皆さんにお知らせをいたしましたけれども、まあ、私はその事務ミスがですね、今、いろいろと続いて行く中で、また同じことが発生しないかということに気になるわけですね。それで再度ちょっとお伺いをしたい部分もあるんですが、この事務ミスによる、いわゆる事務処理費っていうのがどれだけ負担増になってきたのか、そして、どういう対応策を立ててこられたのかっていうことを、それは予算書にないから答えられないとおっしゃればいいんですけども、答えられるところがあれば答えていただきたいと思いますし、まず、納付書を、今度からそういう、もし万が一そういうことが発生した場合にはですね、納付期限とですね納付書を発行した日が

同じにならないように、できるだけそれは住民に対する配慮なり最大限のですね、をしていただきたいというふうに思っておりますが、まあ、答弁をいただければ答弁をしていただきたい。答弁がなければ、もう答弁はなくて結構でございます。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 議員協議会の中でも申し上げましたけれども、発送した経費ですね、納付書の印刷とかありますけれども、一番高かったのはやはり郵送料が高かったと思っております。まだ概算なんですけども、あの時、約32万円ぐらいかかったんではないかというふうに推測はしているところなんですけど、まだ若干の違いはあるかと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（山本 隆俊） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。13時から開会したいと思います。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に、議案第42号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号平成25年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 基金積み立てを行う理由は何か、また基金残高はこれを含めて幾らになるのかお伺ひします。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 基金積立等を行う理由についてでございますが、基金積み立てを行う理由につきましては、保険給付費等の支払財源不足が生じたときの財源に充てるため介護給付費準備基金を積み立てしております。基金残高は今回の積み立てによりまして2億251万3,225円となります。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の答弁で、財源不足に陥った時という答弁があったと思うんで

すが、今まで、介護保険制度が始まってもう約13年ですかね、12年に始まったから13年ですかね、経ってると思いますが、この間に、療養給付費を含めて、介護の財源というふうに不足したという事態が陥ったことっていうのは私の思う限りそうなかったように思うんですが。財源不足に陥ったという実態がここ、これまであったかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。財源不足等に陥ったということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 特別委員会がありますけれども、その中でちょっと細かいことも聞きますが、お許し願いたいと思います。水量計の交換がメーンのようですけれども、今、何基を交換するのか、また、パソコン購入目的は何か、お伺いしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。お答えいたします。水量計の交換は全部で17基でございます。パソコンの購入につきましては、現在使用しております雑用水使用料徴収システム、これを組みこんでおりますパソコン本体の障害が目立つようになりしましたものですから、システムに支障をきたすことがないように対応するものでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号、議案第37号から議案第40号及び請願第1号の6件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、議案第37号から議案第40号及び請願第1号の6件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、議長及び監査委員を除く13名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号までの7件につきましては、議長及び監査委員を除く13名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。議案第41号から議案第45号までの5件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第45号までの5件につきましては、議長を除く14名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩したいと思います。それぞれの正副委員長の互選を行いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午後1時07分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。先ほどの特別会計等決算審査特別委員会及び特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、それぞれ正副委員長の互選が行われましたので結果について報告いたします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同じく副委員長に青木善明議員、特別会計予算審査特別委員会委員長に柏木忠典議員、同副委員長に青木善明議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日は散会します。

午後1時10分散会

.....